

設置手続条例（※）の仕組み

※鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(H18.1.1 施行)

《条例の趣旨》

- 設置手続条例は、住民が知らぬ間に廃棄物処理施設ができることによりトラブルの原因となることなどを防止（紛争の予防）するため、廃棄物処理法（以下「法」という。）に基づく設置許可手続き等に先立ち、事前に事業計画の概要について説明会などで周知するとともに、事業者と住民の意見調整などの透明性のある（法の審査前の）事前の調整手続きなどを定めるもの。
- 施設の新設のみでなく、設置済み施設を変更（処理能力の10%以上増大など）する場合も手続きを要することとされている。

【設置前の手続き】・廃棄物処理施設の設置に関して事業者、住民等が行うべき手続きを明確化

- ・紛争が生じた場合に県が調整の場を設定する意見調整制度を創設

【設置後の責務】・廃棄物処理施設の処理状況の情報公開制度を創設

- ・事故発生時の措置制度の創設

条例（目的）

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

※事業者と関係住民との合意形成（＝関係住民の理解）に向けた手続きとして、事業計画書の事前公開、関係住民の意見提出、事業者見解周知、県による意見調整などを規定。《第5条～第20条》

①事業計画書の事前公開（広告、縦覧、説明会）

②関係住民の意見提出、事業者の見解周知

- ・関係市町村長の意見を聴き、合意形成判断

③事業者と関係住民の意見の調整

- ・合意形成が不十分な場合、意見調整の機会を提供

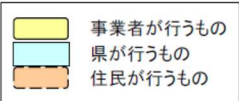
- ・廃棄物審議会の意見を聴き、意見調整結果判断

⇒ 住民の理解が得られない場合であっても、事業者が住民の理解を得るために十分な対応をしたと判断される場合は、必要な手続きを終了したものとされる。（※県による意見調整の機会を提供、第三者機関（廃棄物審議会）の意見を聴くことで客観性確保）

淀江産業廃棄物管理型最終処分場に係る条例手続の状況について

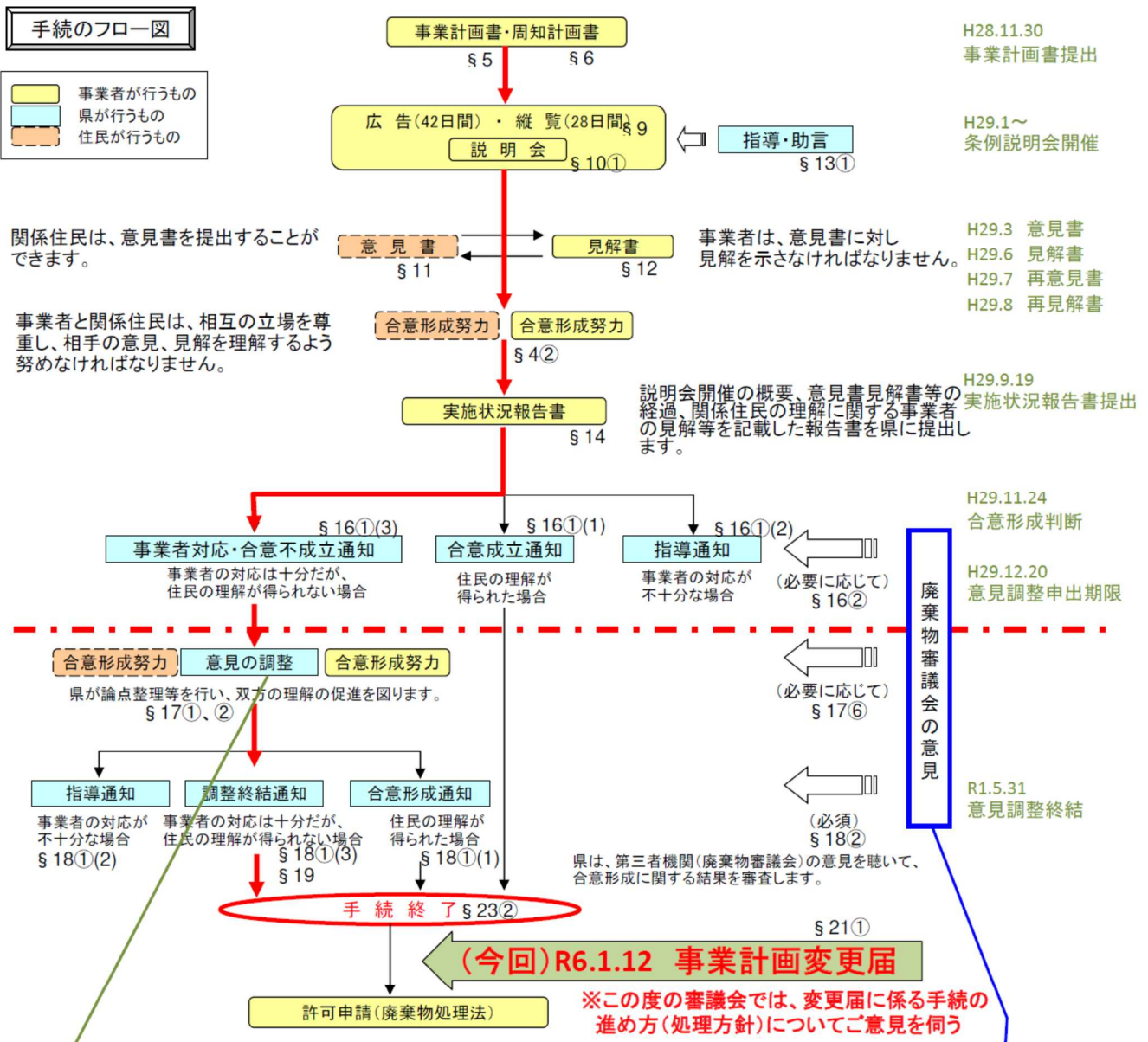
○県条例手続の流れ(鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整に関する条例)

手続のフロー図



関係住民は、意見書を提出することができます。

事業者と関係住民は、相互の立場を尊重し、相手の意見、見解を理解するよう努めなければなりません。



- H30.5.9 意見調整会議(関係住民1名)
- H30.5.13 意見調整会議(関係住民5名)
- H30.5.22 意見調整会議(関係住民1名)
- H30.10.13 意見調整会議(西尾原自治会)
- H30.10.28 意見調整会議(関係住民2名)
- H30.11.4 意見調整会議(下泉自治会)
- H30.12.16 意見調整会議(下泉自治会)
- H31.3.10 意見調整会議(下泉自治会)
- R1.5.19 意見調整会議(関係住民1名)

- ### 【廃棄物審議会の開催状況】
- H28.12.16 平成28年度第1回(事業計画の概要、今後の条例手続、事前説明の状況等)
 - H29. 6. 7 平成29年度第1回(条例手続の経過、センター見解書の概要)
 - H29.11.20 平成29年度第2回(センター実施状況報告書の概要、合意形成に対する県の見解)
 - H30. 6.12 平成30年度第1回(意見調整会議の概要と判断結果について(5月開催分))
 - H30.11.12 平成30年度第2回(意見調整会議の概要と判断結果について(10月開催分))
 - H31.2.18 平成30年度第3回(意見調整会議の経過と概要について)
 - H31.4.19 平成31年度第1回(意見調整会議の経過と概要及び最終判断結果について)
 - R 1.5.27 令和元年度第2回(意見調整会議の経過と概要及び最終判断結果について)